（個人情報の保護に関する法律の一部改正）

第五十条　個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十条」を「第十一条」に、「第十一条―第十三条」を「第十二条―第十四条」に、「第十四条」を「第十五条」に、

「第四章　個人情報取扱事業者の義務等（第十五条―第三十五条）
第一節　個人情報取扱事業者の義務（第十五条―第三十五条）
第二節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第三十五条の二・第三十五条の三）
第三節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第三十六条―第三十九条）
第四節　監督（第四十条―第四十六条）
第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十八条）
第六節　送達（第五十八条の二―第五十八条の五）
第五章　個人情報保護委員会（第五十九条―第七十四条）
第六章　雑則（第七十五条―第八十一条）
第七章　罰則（第八十二条―第八十八条）」

に、

「第四章　個人情報取扱事業者等の義務等
第一節　総則（第十六条）
第二節　個人情報取扱事業者及び個人関連情報取扱事業者の義務（第十七条―第四十条）
第三節　仮名加工情報取扱事業者等の義務（第四十一条・第四十二条）
第四節　匿名加工情報取扱事業者等の義務（第四十三条―第四十六条）
第五節　民間団体による個人情報の保護の推進（第四十七条―第五十六条）
第六節　雑則（第五十七条―第五十九条）
第五章　行政機関等の義務等
第一節　総則（第六十条）
第二節　個人情報ファイル（第七十条―第七十四条）
第三節　開示、訂正及び利用停止（第七十五条―第八十九条）
第四節　雑則（第九十条―第九十七条）
第六章　個人情報保護委員会
第一節　設置等（第百二条―第百十二条）
第二節　監督及び監視（第百十三条―第百四十九条）
第三節　送達（第百五十条―第百五十二条）
第七章　雑則（第百五十三条―第百五十七条）
第八章　罰則（第百五十八条―第百七十六条）
附則（第百七十七条―第百八十条）」

を

に

改める。

第一条中「高度情報通信社会」を「デジタル社会」に、「明らかにするとともに」を「明らかにし」に、「事業者の」を「事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて」に改め、「定める」の下に「とともに、個人情報保護委員会を設置する」を、「より、」の下に「行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り、並びに」を加える。

第二条第一項第一号中「第十八条第二項及び第二十八条第一項において」を「以下」に改め、同条中第四項から第七項までを削り、第八項を第四項とし、第九項を第五項とし、第十項を削り、第十一項を第六項とし、同項の次に次の五項を加える。

7　この法律において「個人関連情報」とは、生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないものをいう。

8　この法律において「行政機関」とは、次に掲げる機関をいう。

一　法律の規定に基づき内閣に置かれる機関（内閣府を除く。）及び内閣の所轄の下に置かれる機関

二　内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第一項及び第二項に規定する機関（これらの機関のうち第四号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

三　国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第三条第二項に規定する機関（第五号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。）

四　内閣府設置法第三十九条及び第五十五条並びに宮内庁法（昭和二十二年法律第七十号）第十六条第二項の機関並びに内閣府設置法第四十条及び第五十六条（宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。）の特別の機関で、政令で定めるもの

五　国家行政組織法第八条の二の施設等機関及び同法第八条の三の特別の機関で、政令で定めるもの

六　会計検査院

9　この法律において「独立行政法人等」とは、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人及び別表第一に掲げる法人をいう。

10　この法律において「地方独立行政法人」とは、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。

11　この法律において「行政機関等」とは、次に掲げる機関をいう。

一　行政機関

二　独立行政法人等（別表第二に掲げる法人を除く。第十六条第二項第三号、第六十三条、第七十八条第七号イ及びロ、第八十九条第三項から第五項まで、第百十七条第三項から第五項まで並びに第百二十三条第二項において同じ。）

第二条第十二項を削る。

第三条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第四条中「のっとり、」の下に「国の機関、独立行政法人等及び事業者等による」を加える。

第七条第二項第六号中「個人情報取扱事業者、仮名加工情報取扱事業者及び匿名加工情報取扱事業者並びに第五十条第一項」を「第十六条第二項に規定する個人情報取扱事業者及び同条第五項に規定する仮名加工情報取扱事業者及び同条第六項に規定する匿名加工情報取扱事業者並びに第五十一条第一項」に改める。

第四章の章名中「個人情報取扱事業者」を「個人情報取扱事業者等」に改める。

第四章第三節中第三十九条を第四十六条とする。

第三十八条中「第三十六条第一項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第四十四条の十第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」を「第四十三条第一項若しくは第百十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同条を第四十五条とし、第三十七条を第四十四条とする。

第三十六条第一項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条を第四十三条とする。

第四章第三節を同章第四節とする。

第三十五条の三第二項中「第二十三条第五項」を「第二十七条第五項」に、「第三十五条の三第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第三項中「第二十条から第二十二条まで、第三十五条」を「第二十三条から第二十五条まで、第四十条」に、「第二十条中」を「第二十三条中」に改め、第四章第二節中同条を第四十二条とする。

第三十五条の二第一項中「以下」の下に「この章及び第六章において」を加え、同条第三項中「第十六条」を「第十八条」に、「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第四項中「第十八条」を「第二十一条」に改め、同条第五項中「第十九条」を「第二十二条」に改め、同条第六項中「第二十三条第一項及び」を「第二十七条第一項及び」に、「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十三条第五項中」を「第二十七条第五項中」に、「第三十五条の二第六項」を「第